

272.5

167

青年修身公民書 卷三

本館四年制用

文部省

272.5

167

青年修身公民書

卷三

本科四年制用

文部省



青年

修身公民書

卷三



本科四年制用

發行所寄贈本

文
部
省

272 15
167

詔

勅

天壤無窮ノ神勅

御誓文

教育ニ關スル勅語

國民精神作興ニ關スル詔書

即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於イテ賜ハリタル勅語

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書

天壤無窮ノ神勅

豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ、是レ吾ガ子孫ノ

王タルベキ地ナリ。宜シク爾皇孫就キテ治セ。

行矣。寶祚ノ隆エマサムコト、當ニ天壤ト窮リナ

カルベシ。

御誓文

(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
 我國未會有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ 天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス 衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天

壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ

爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ入智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實

效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛
共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ

大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於イテ

賜ハリタル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ
萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ
躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シ
ク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視
ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相
率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス

レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナ
リ
皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立
憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業
ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以
テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗
ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト
無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運
ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永

ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀
フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ
朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖
宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和ヲ克復シテ國際聯盟ノ成立スル
ヤ皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ
繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全
ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ
保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト
背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟
ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス
是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今
ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東
亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ
國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トス
ル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭
遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體
シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ
嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局

ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ
貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

國務各大臣副署

昭和十四年五月二十二日 青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ
維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而
シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ
汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ
中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ
執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪
守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ
負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ
昭ニ忠誠勇武ナル汝有眾ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力
ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕
カ眾庶ハ各其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ
征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ
抑東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不顯
ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々

措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ
偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ
不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サ
ルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞
意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國
ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ
國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜
スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミ
テ兄弟尙未タ牆ニ相鬩クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ
支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制

覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於
テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有
ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重
大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復
セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精
神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益經
濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯
ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努
力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既
ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障

礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有眾ノ忠誠勇武ニ信倚シ
祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和
ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

國務各大臣副署

目次

第一課	皇國青年	一頁
一	大東亞戦争と青年	一頁
二	國家と青年	三頁
三	われらの修練	五頁
四	生活の充實	七頁
第二課	世の中	十二頁
一	和衷協同	十二頁
二	隠れた努力	十三頁
三	感謝報恩	十四頁
第三課	國法	十六頁
一	法	十九頁
二	法と道德	二十頁
第四課	裁判	二十四頁

一	權利と義務	二十四頁
二	裁判の神聖	二十五頁
三	裁判所	二十九頁
四	訴訟と調停	三十一頁
第五課		
一	學ぶことの尊さ	三十六頁
二	讀書	三十九頁
三	わが國の教育	四十二頁
第六課		
一	人生と職業	四十五頁
二	職業報國の精神	四十六頁
第七課		
一	日々の建設	四十九頁
二	自覺ある生活	五十一頁
附録		

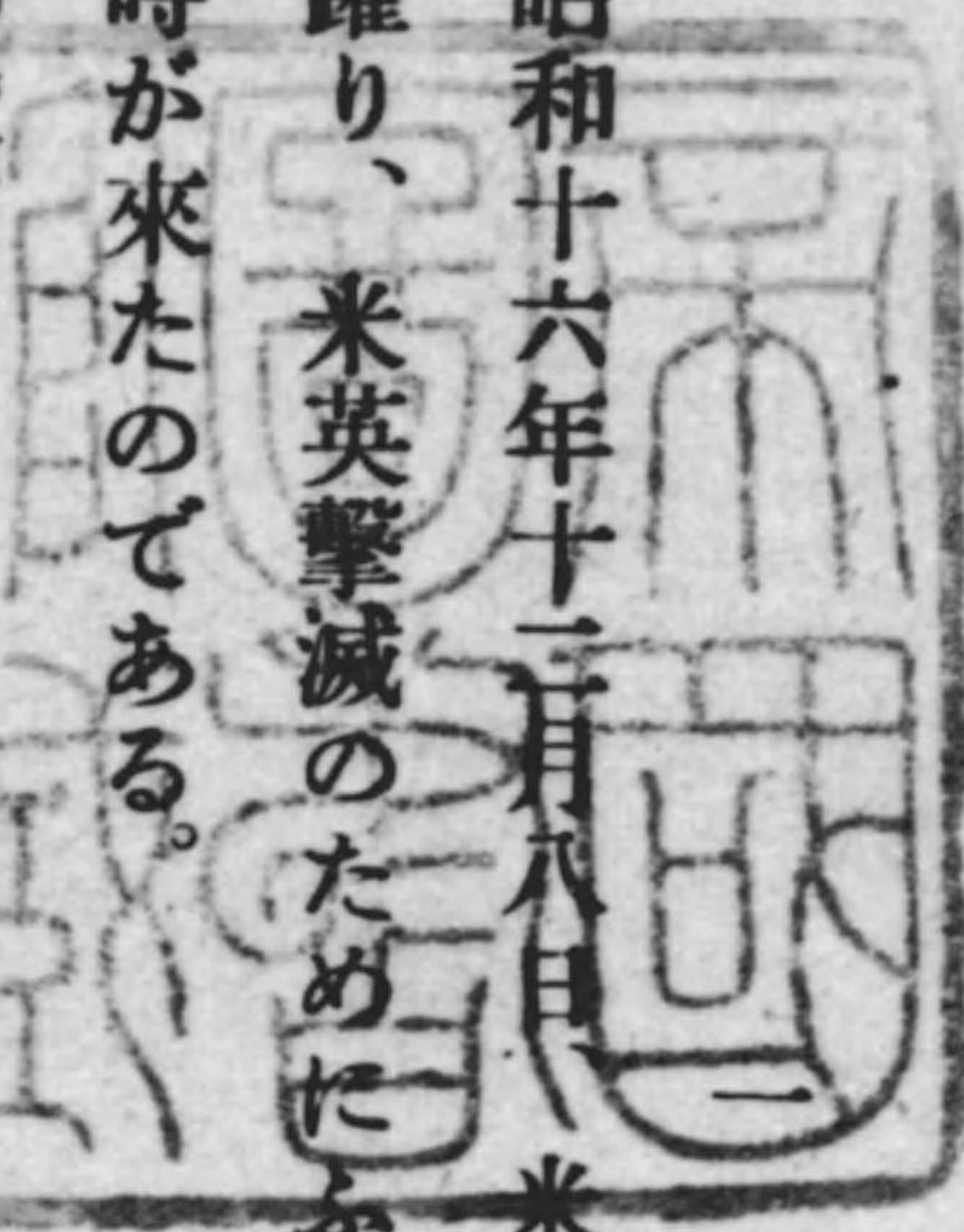
一	和歌	一頁
二	漢詩	三頁
三	名言・名句	七頁
四	壁書	十六頁

青年修身公民書 本科四年制用 卷三

第一課 皇國青年

大東亞戦争と青年

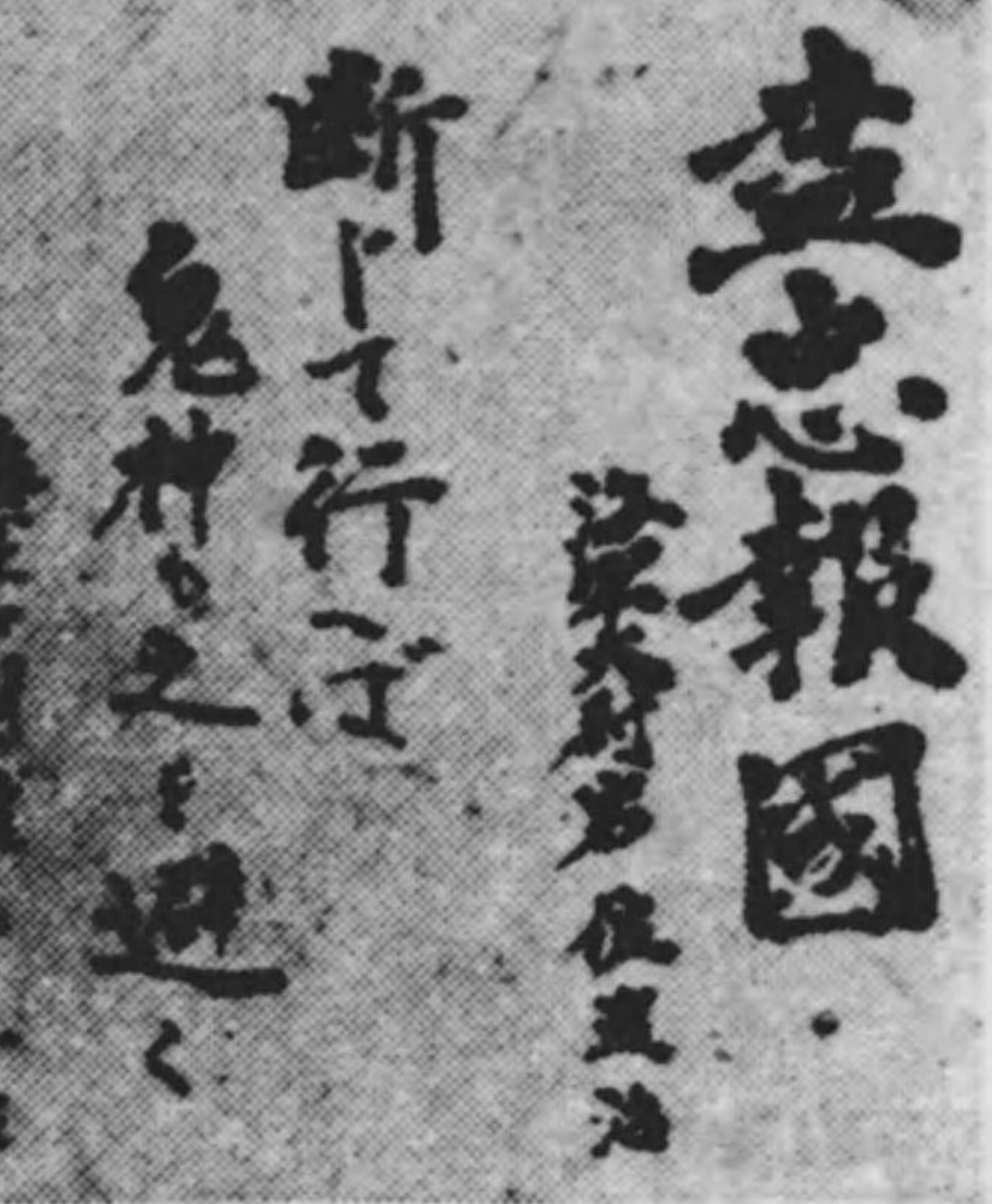
昭和十六年十二月八日、米國及び英國に對して嚴かに戦ひは宣せられた。一億國民は血湧き、肉躍り、米英撃滅のためにふるひ立つた。大君の御ため、御國のため、今こそわが身を捧げ奉る時が來たのである。



御稜威のもと、必勝の信念にもえる勇猛果敢なわが將兵は、ハワイを急襲し、フィリピン・マライ半島・ジャワ・スマトラ等を次々に攻略し、陸に海に空に、赫々たる戦果を収めた。壯烈鬼神を泣かしのめる敵前上陸、神速巧妙な作戦、電撃的捨身の戦法に敵の據點はもろくも相次いで陥落したのである。中でも悪天候を冒して敢行したハワイの急襲、特別攻撃隊のめざましい働きは、國民のひとしく感激するところであり、護國の華と散つた岩佐中佐をはじめ九人の

勇士を仰ぎ、忠勇義烈の軍神と崇めてゐる。

われらは忠誠勇武の傳統的精神をます／＼發揮し、戦線に立つては勇敢なる軍人として盡忠奉公に赤誠を捧げ、職場に於いては決意を新たに生活を引きしめ、無駄を省き、生産につとめ、一億一心、總力を擧げてこの戦ひに勝ち抜かなくてはならない。米國及び英國に對する宣戰の詔書には、



「朕力陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕力眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ」

と仰せられてある。われらは戦ひに勝ち抜くために、心身を鍛へてよく生活の困苦に堪へ、物資の缺乏、人力の不足を克服し、ひたすら大詔を奉體して大御業を翼賛し奉り、以つて東亞の安定、世界の平和に寄與すべきである。

そも／＼國家活力の源泉は青年である。八紘爲宇の大精神を發揚して大東亞の新秩序を建設し、希望にみちた新しい世界を打ち建てる光榮ある重責を雙肩になつてゐる者は、實にわれら青年である。大君の御ため、國家のため、或は戦地に於いて、或

は職場に於いて、身命をなげうつて奮勵する青年子女の若々、強い力こそ、大東亞共榮圈確立の礎であり、世界新秩序建設の基である。

當時の聯合艦隊司令長官山本元帥は特別攻撃隊の偉勳を讃へるとともに、「兵學校卒業前後の若武者どもを加ふるこの決死隊が、敵港に突入してこの成果をあげたるを思へば、今の若い者は、などと口はゞつたきことは申すまじきことと、しかと教へられ、これまた感泣に堪へざることに御座候」

と述べてゐられる。忠烈鬼神を泣かしめる九柱の軍神も、思へば二十代の若き青年勇士であつた。われら皇國の勤勞青年は潑刺たる意氣を以つて、戦線に銃後に奉公の誠を致して皇國のわれらに期待する重責を果し、以つて大東亞戦争の目的完遂に遺憾なからしむべきである。

〔生活反省〕 大東亞戦争下に於けるわれらの覺悟を語れ。

二 國家と青年

國家の興隆、國運の進展は、その基づくところ實に青少年の教育にある。日露戦争が終つた時、心ある人々は、今度の戦争の勝利は國民教育振興の賜ものであるといつた。勃興する國の

指導者は常に青少年の將來に多大の期待をかけ、その鍛錬に非常な努力をつゞける。わが國に於いては青少年の國家的地位に鑑み、青年學校を始め、皇國の道に則る青少年の鍊成機關が設けられてゐる。

青年學校の生徒であるわれらは、青年學校の設けられてゐるゆゑんをよく辨へ、皇國青年としての心身の鍛錬につとめなくてはならない。

思ふに國力の盛衰、國運の消長はかゝつて青年の雙肩にある。肇國の大精神を發揮し、東亞の新秩序を建設して世界の平和に寄與すべき皇國の光榮ある使命を果すも果さざるも、一にわれら青年の覺悟いかんによつて決せられるのである。

昭和十四年五月二十二日青少年學徒に賜はつた勅語には、

「國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ」

と仰せられてある。かやうに優渥な勅語を賜はつたわれら青少年は、恐懼感激して奮起しないではゐられない。

おろかにもわがものとやは思ふべき

君が御楯と生まれてし身を

八田 知紀

〔生活反省〕 青年の責務について語れ。

三 われらの修練

體力がめき／＼と充實し、精神力もまたいよ／＼旺盛となつて來る青年時代は、いはゞ人生に於ける花であり、第二の誕生期である。随つて青年時代こそ最も修練に適した時期であり、又最も重要な心身鍛錬の時期である。「鐵は熱いうちに鍛へよ。」といふ諺があるが、この大切な修練の時を無爲に過しては、到底國家のために役立つ有爲の人物となることはできない。

青年時代につとむべきことは、第一に身體の鍛錬である。産業の振興、國防の充實、大東亞新秩序の建設など、一として國民體力の増強に俟たないものはない。國民皆兵のわが國に於いては、すべての國民、特に青年が規律正しい適度の鍛錬によつて有爲有能の健民健兵となり、高度國防國家の建設に萬遺憾なきことを期すべきである。殊に、人と物の總力を擧げて戰つてゐる今日に於いては、健全有爲の人材が豊かてなくてはならない。大東亞共榮圈の廣大な地域を擁し、皇國を中核とする大東亞を建設して行くためにも、また長期戰に勝ち抜くためにも、國民體力増強の問題がいかに重要であるかを悟るべきである。

第二につとむべきことは、精神の鍊磨である。切磋琢磨、文を修め武を練り、困苦缺乏に堪

へ、質實剛健の氣風を養ひ、堅忍不拔の意志を錬磨し、思想を淨化し、教養を高め、勤勞に
そしみ、必勝の信念を以つて大東亞戰爭に勝ち抜かなくてはならない。畏くも青少年學徒に賜
はつた勅語には、

「汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ
識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛
健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ」
と仰せられ、われらの向かふべき大道を示し給うてある。

われらは、この光榮ある時局下に生まれあはせたことに誇りを感じ、大君の御ため、御國の
ため、立派に御奉公のできる健全有爲の青年となるやう、常に心身の錬成につとめなくてはな
らない。

數ならぬ身にしあれども今日よりは

わが身にあらぬわが身とぞ思ふ

杉浦重剛

〔生活反省〕

長期戦に勝ち抜くための皇國青年の修練はいかにすべきか。

四 生活の充實

われらは若木のやうに、ぐんぐ伸び行く皇國青年である。希望にみち、未來をもつ。皇國
の御民としての若さは、實にわれらの誇りであり、力であり、よろこびである。輝かしい東亞
の中核、世界の日本はわれらの雙肩にある。この誇り、この大任を自覺し、恵まれた若き力を
感謝し、生きがひのある青年らしい充實した生活をなすことは、正にわれらの責務である。

われらには大きな理想があり、もえ立つ感激があり、目的に向かつて突進する勇氣がある。
いかなる困苦にも屈せず、いかなる艱難にも撓まず、敢然として邁進する氣魄がある。この理
想、この感激、この勇氣、この氣魄こそ、國民生活の推進力であり、皇國進展の活力である。

しかしこの尊ぶべき氣魄や熱意も、我執や偏見にとらはれて中正を謬り、血氣に逸つて猪突、
猛進し、思慮分別を缺いて無謀の行動に出るやうでは、修練を積んだ教養ある青年といふこと
はできない。

われらは、大東亞建設の重責を負ふ皇國青年であることを自覺し、青年として有する長所は
ます／＼これを發揮することにつとめるとともに、よく内外の情勢を究め、思索を精にし、判
斷を誤らず、堅實な思想をもち、各自の本分を守り、心豊かに勤勉着實に働き、青年の侵し易
い過誤に陥らぬやうにしなくてはならない。

皇國青年にとつて最も大切なことは、向上心をもつといふことである。これで十分だと思ふ人には進歩はない。常に一步高い所をめざして努力するところに向上がある。元來、人は誰でも磨けば光る性能を有してゐるのであるから、われらは志を高くもち、職域に奉公の誠を捧げ、奮闘努力して天賦の性能を發揮することにとつとめる。橋本左内は十五歳の時に「啓發録」といふ書物を書いて自らを警め、孜孜として修養を怠らなかつた。中庸に、

「人一たびにしてこれを能くすれば己はこれを百たびし、人十たびにしてこれを能くすれば己はこれを千たびす。」

とあるが、かやうな精進努力があつてこそ、はじめて有爲の人物となることができるのである。天才と呼ばれる人は實に、自らつとめてやまぬ不斷の努力を積んだ人に外ならない。修養努力を忘れていたづらに、大言壯語したり、或は悲憤慷慨を事として萬一の僥倖をこひねがふが如きは、昭和の青年の斷じて採らぬところである。

青年は心を豊かに、理想を高くもたなくてはならない。われらの行く手を照らし、われらの生活を充實せしめるものは、高遠な理想である。青年は須く希望を大きく、理想は高くもて。しかし、百里の道も脚下の一步からはじまり、十年の歲月もたゞ今の一刻からなる。現實を無視して空想に走り、當面の仕事を怠つていたづらに憧れの夢を追つてはならない。足を現實の

大地に踏みしめ、眼は青天の高きを仰げ。今從事しつゝある實務に精出し、萬難を排して理想の實現につとめよ。これこそわれらのつとめである。

高き理想を胸に描き、輝く希望の光をめざして進んでゐる青年も、目前に横たはる困難や障害に遭遇すると、志も挫け、心に不安動搖の波が高まる。かくて遂には、折角立てた志も中途でこれを抛棄し、果ては自己を疑ひ、世をはかなみ、自暴自棄に陥るやうなことになる。

されば、つとめて感情の激發を抑へ、我欲我執を制し、自制自重して心の鍛錬につとめなくてはならない。王陽明は、

「山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し。」
といつてゐる。

そも、憂苦艱難は人生の常であつて、惱みの川を渡り、悲しみの山を越えて、を、しく進んで行くところに生活の意義がある。不幸に當面しても落膽せず、逆境に陥つても悲觀せず、この不幸、この逆境を神佛のわれらに與へ給へる慈愛激勵の鞭とよろこび、志を堅く守つて修練につとめ、朗かに勇ましく進め。最後の勝利は、必ずやかゝる人の頭上に輝くであらう。

明治天皇御製

いさみたつ人の心の若駒よ

あやふき道にすゝまざらなむ

〔生活反省〕 自己の長所と短所とを反省せよ。

第二課 世の中

一 和衷協同

青年は感激性に富み正義を愛し友情に厚い。何事でも心おきなく語りあひ、信頼する友のためには利害打算を超越して力を盡くす。よろこびをともし悲しみを分ち、互に助けあひ互に勵ましあふのも美しい友情の發露である。世の中に純眞な青年の交りほどうるはしく力強いものはない。名も知らない他郷の青年に對しても、友人に對すると同じやうな親愛の情を以つて接することができたら、どんなに世の中が明かるくなることであらうか。

そも／＼この世の中は自分一人できてゐるものではなく、隣近所の人々はもとより顔も見知らぬ多くの人々とも、實は密接な深い關係をもつてゐる。世の中は君臣の大義といふ大綱を中心として縦に結び横に絡んだ、果てしもない大きな網のやうなものである。この網の目の一つ一つが個々の人であり、お互皇國臣民である。しかも一つ／＼の網の目は全體の中の一つであるから、全體の動きは直ちに一つ／＼の網の目に影響を及すと同時に、一つ／＼の網の目の動きは又全體に影響を與へる。

かやうに全體と個、全體と部分とは不離一體の關係にある。國民の一人であり、郷土の一員であり、家族の一人であるわれ／＼は、家といふ全體の一部分であり、郷土といふ全體の一部であり、更に國家といふ偉大なる全體の部分である。各個人の善惡正邪、強弱勤惰は直ちに國民生活全體に大きな影響を與へる。もしも各人の行動を世間とは没交渉のものであるかのやうに考へ、わがまゝ勝手な振舞ひを敢へてする者は、全體に對する個の深い意味を知らない人といはなくてはならない。

苦しみ悲しみ悩む者を見て人ごとのやうに思つてゐるのでは、和衷協同、一億一心の實を擧げることとはできない。人生といふ永い旅路にはよい道づれがいるし、世間を渡るにはなさけが必要である。仁といひ、恕といひ、愛といふのは、これを指してゐる。

われらはこの世は實にあひみ互ひであり、なさけはお互ひのためであることを自覺し、自己の分を盡くすとともに、他人の人格を重んじその名譽を尊重し、苦樂喜憂を同じうして一億總親和につとめ、皇國の總力を發揮して大東亞の建設に邁進すべきである。

〔生活反省〕 全體と個の關係について熟考せよ。

二 隠れた努力

國家が繁榮し世の中が進歩するのは人々が協心戮力、私心を去つて公に奉じ、全體のために奮闘努力するからである。國家の安危をわが安危とし、郷土の禍福をわが禍福とし、天下の憂ひに先だつて憂へ、天下の楽しみに後れて楽しむやうな偉人傑士は、國家の運命を雙肩になひ、御稜威のもと國力の伸展、回天の偉業に一身を捧げて悔いない人々である。

土佐の偉人野中兼山先生の土木殖産事業への献身、民生の恩人青木昆陽先生の甘藷栽培による救荒濟民の業績、土の聖者二宮尊徳先生の報徳の信念と實行とは、昭々として今に至るまで承繼せられ、その餘徳はひとしく國民の仰ぐところとなつてゐる。

偉大な人の平凡な頭腦・才幹・技倆などが世の中に不滅の光を放ち、文明の進歩、世運の進展、國力の増進に多大の貢獻をなしてゐる例は枚擧にいとまがない。しかもこれらの偉人傑士が、學術に、産業に、經濟に、軍事に、先覺者として、或は又開拓者として嘗めた血のにじむやうな艱難辛苦は、言語に絶するものがあつた。確かに偉人の獻身的努力は世界の進歩、國運の飛躍に大きな力となつてゐる。

しかし國家の隆昌、文化の進展は偉人傑士のみ力によるものではなく、無名の人々の倦まざる努力、隠れた勞苦に俟つところが大きい。偉人に私淑し高い理想に向かつて邁進するのは

青年にふさはしいことであるが、自己の力量や才能を考へず、先覺者の辛苦努力を察せずして虚名を求めが如きは、堅實な青年、思慮ある國民の採らざるところである。心ある青年は偉人を崇拜するとともに、隠れたる傑士の努力に對しても常に尊敬の念を抱く。われら勤勞青年は各自の力を自覺して分を守り、隠れた努力を惜しまず、自らの地位と仕事の性質をよく考へ、自重自愛して職域奉公の道にいそしむべきである。

昭憲皇太后御歌

すめらぎのみ國の爲と萬民

よろづのわざにきそふ御代かな

〔生活反省〕

- 一 偉人の力の尊ぶべきわけを具體的な事例を擧げて考へてみよ。
- 二 無名の人々の隠れた努力と全體の進歩との關係について述べよ。

三 感謝報恩

われらは皇國の民として生まれ、聖代の御恩恵のもと、親の慈愛、人のなさけ、自然の恵みに浴して生活してゐる。即ち無窮の皇恩のもとに親の恩、師の恩、國土の恩があり、又衆生

の恩があつて、はじめてわれらはこの世の中に生存して行くことができるのである。

一粒の米にも、播種・植付・施肥・除草・收穫などに注がれた農民の丹精を思へ。一尾の魚にも波浪と戦ひ潮風に悩まされながら、漁獲にいそしんだ漁民の苦心をしるべ。われらは、方三尺の食卓上にも無限の恩恵のあふれるのを見る。一塊の炭、一片の紙も目に見えぬ多くの人の勞苦丹精の結晶でないものはない。思ふに物質生活の上に於いても、精神生活の上に於いても、われらは無量の恩、無邊の恵みに浴して生活し得るに過ぎないのである。

廣大無邊の皇恩を仰ぎ國土・父母・衆生のもろくの恩恵を深く思へば、感謝の心が自ら湧く。求めて飽くことを知らない人、うけた恩を有難いと感ぜぬ者は、どんなに恵まれた境遇にあつても不平不満の中に一生を終る。恩を恩と思はぬ人ほど氣の毒なものはない。たとへ生活は貧しくとも、物を大切にし、事を慎み、人を敬し、感謝の中に生活する人は心豊かなしあはせな人である。貝原益軒先生は、

「およそ人は恩を知るべし。恩を知るを以つて人とす。恩を知らざれば鳥獸に同じ。」
といつてゐられる。

日常身邊の瑣事に對しても事ごとに感謝し、艱難にあつてもこれをよろこび、憂苦に陥つてもこれを楽しみ得る人は、前途に大いなる希望を生じ、明朗快活な生活をする事ができる。

徳川齊昭公は農人形を膳の上に置き、食事のたびに飯を供へ、農民の勞苦に感謝の眞心を捧げた。僧良寛は田に出て働く農夫に合掌して感謝したといふが、聞くだに奥ゆかしいことである。

朝な夕な飯食ふごとに忘れじな

恵まぬ民に恵まるゝ身は

徳川齊昭

内に感謝の心をたゞへてゐれば、自ら外にあふれて感謝の言葉となり、報恩の行動となる。故に報恩の第一歩は、まづ感謝の心をもつことである。些細の事でもうけた恩を忘れることなく、常に感謝の心を以つて世のため人のために陰徳を施し善根を積めば、果報わが身に及び、餘慶わが家に至るのみではなく、やがてそれは恩人に對する報謝の道となるのである。

われら皇國の青年が一身を君國に捧げて忠誠を致し、皇恩の萬一に報い奉るのは、報恩の上最大なものであるが、父母に孝養を盡くして生育の恩に報い、身を立て道を行つて師の恩に報いるのも、皇國民としての大いなる報謝の道である。又公益を廣め、世務を開き、奉仕の生活に己を捧げ、この世の中を一層住み心地よくすることは、世の人々に對する報恩であり、萬物をしてそれ〴〵その特質を發揮せしめ、その存在の意義を全からしめることも、また國土自然の恵みに報いるゆゑんである。

二宮尊徳先生はその説くところの報徳の精神の何であるかを説明して、

「わが教は徳を以つて徳に報ゆる道なり。天地の徳より、君の徳、親の徳、祖先の徳、その蒙る處人々皆廣大なり。これに報ゆるにわが徳行を以つてするをいふ。君恩には忠、親恩には孝の類、これを徳行といふ。」と述べてゐられる。

われらは至誠と勤儉讓の實行とを生活原理として大なる業績を挙げた二宮尊徳先生の報徳の精神を學び、職域奉公に至誠を捧げて、無窮の皇恩に報い奉らなければならぬ。

何事も事足り過ぎて事足らず

徳に報ゆる道をしらねば

二宮尊徳

〔生活反省〕

感謝報恩の美談について調べ、われらの學ぶべき點を記してみよ。

一 法

國民が安んじて團體生活をなすことのできるのは、世の中に條理があるからである。善いことをすれば褒められ、悪いことをすれば咎められる。借りたものは返し、賣つた品は渡さなければならぬ。この條理があることによつて團體の秩序が確立し、各人がおの／＼その所を得分を守り國民全體が規律あり統制ある生活を營むことができる。道德・宗教・法・慣習などは國家の安寧、社會の秩序を維持する大切な規律である。しかしわが國の規律は、すべて萬世一系の天皇の御代しらしめず國體にその本源がある。

皇室典範及び大日本帝國憲法は、萬世に搖ぎなきわが國體を明徴にし、國家統治の大綱を定めさせ給うた大典であつて、皇國の秩序の根源はこゝに成文に於いて明らかにせられ、萬般の制度・法令もこれに基づいて定められてある。教育に關する勅語には、

「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」

と仰せられてある。われらは國憲國法を重んじ、立憲治下の國民として統一あり秩序ある生活をなし、各自のつとめを果して以つて皇運を扶翼し奉らなければならぬ。

法令には法律と命令とがある。

法律は帝國議會の協贊を経て、天皇の裁可せられた法規であつて、民法・刑法などはこれに屬する。國民の權利義務に關する重要な事項は、多く法律を以つて定めることになつてゐる。

命令は議會の議を経ないで發せられる法規である。命令には天皇の親しく發し給ふ勅令と、行政官廳をして發せしめ給ふ命令とがある。後者は行政官廳の異なるに従つて閣令・省令・都令・府縣令・廳令などの別があり、これによつて規定し得る事項は、それ／＼の機關の官制に定められてある。行政官廳の命令が、法律・勅令に反することのできないことはいふまでもない。

法の源泉は一に御稜威に存する。われらが法の權威に服し、進んで法を遵守するのはこれがためである。われらは時に法令の規定に拘束を感ずることがあつても、元來法は國運の隆昌、公共の安寧、臣民の福利を眼目として定めさせ給うたものであつて、結局に於いて國家の興隆と、臣民の慶福とを中心の欣榮とし給ふ愛國愛民の大御心の顯現であることを忘れてはならない。さればわれらは皇運を扶翼し、大御心にそひ奉るために、國法を尊びこれに遵はなくてはならない。法の遵守は實に國民として光榮ある義務であり、嚴肅なつとめである。動機が善良

であるから法に觸れても構はないとか、目的のためには手段を擇ぶ必要がないとかいふ考へから、法を破つても差支へがないと説くが如きは、立憲國民たるわれらの深く恥とすべきことである。

殊に今日のわが國は、大東亞戦争を勝ち抜くために、生産力の擴充・必需品の増産につとめるとともに、物資の配給、消費の統制を適正に合理化する必要があるのであつて、このためには各種の統制法令が公布せられてゐる。これらの法令は戦時國民生活の安定上、絶対に必要であるばかりでなく、更に國家の建設的要求を實現するために必要缺くべからざるものであるから、われらは特に遵法の精神を旺盛にし、一身一家の利益のみを考へて國家全體の進運を阻み、或は生活上の多少の不便・不自由に、不平・不満を抱き、或は誤つて法網に觸れるが如きことのないやう注意しなければならぬ。

〔生活反省〕 遵法の大切なわけを考へてみよ。

二 法と道德

法は國民生活の一般的準則であるが、法を守ることに於いて缺けるところがなくとも、道德

や慣習を無視するやうでは、世の中の進歩、國運の發展を望むことはできない。われらは、法は常に道德を根柢にしてゐることを忘れてはならない。法の法たるゆゑんは實に國民をして道德を實現し、法によつて完全な國民生活を營ましめることとてなくてはならない。

仙臺の人林子平先生は、幼より穎悟、心を大義に存し、意を海防の策に盡くされた。先生はその著「海國兵談」の中で、世界の形勢に鑑み、わが海防を嚴にすべきことを詳述せられた。

然るに幕府は寛政四年五月、

「その方儀、たとひ利慾のために致さず候とも、一己の名聞にかゝはり、とりとめもこれなき風聞又は推察を以つて、異國より日本を襲ふことこれあるべきおもむき、奇怪異説などとりませ著述いたし、かつ右の内には御要害等の儀も認め入れ、その他地理相違の繪圖相添へ、書寫又は板行に致し（中略）候始末、公儀を憚らざる仕方、不届の至りにつき、兄嘉善へ引渡し、在所に於いて蟄居申しつけ候。」

との判決を下し先生を罰し、先生が心血を注いだ板本を取り上げてしまつた。

兄の家に蟄居中の先生は、謹慎泰然、終日端坐して終始變ることがなかつた。

友人は一步も門外に出ない先生の健康を心配し、

「君は罪せられたとはいへ心中一點の疚しいこともなく、天地に愧ぢる所はあるまい。他日必

ず青天白日の身となるに違ひないのであるから、少しぐらゐは好きな散歩もし、氣晴しをしてはどうか。役人も黙認してゐることではあるし、誰も咎める人はあるまい。もしも不幸にして君が斃れるやうなこともあつたら、死後赦免にあつても事既に遅い。たとへ君自身は後悔しないにしても、兄上たちの悲しみはどうすることもできない。」

といつて外出や散歩を勧めた。先生は友情の厚きを感謝し、
「御好意は誠にありがたい。自分もわが身を愛することを知らないのではないが、君の言に従へばこれお上をあざむくものである。たとへ他に知る者がなしとしても、どうして天を畏れずにあられようか。」

といつて、法の定めるところに従はれた。
かくて先生は健康を害し、五十六年の生涯を終られた。

月と日のおそれみなくばより／＼に

人目の關は越ゆべけれども

林子平

道德は良心に訴へ、法は權力によつて、國民生活の安全を圖るものであるが、法は道德を根柢として行なはれる。即ち法は道德の最少限度を定めるに反し、道德は理想の生活の標準にし、正善に移ることを目的としてゐる。故に法は道德を基調とし、道德の力によつて圓滿に行なは

れ、互に相依り、相補つて、國利民福の増進、國民生活の向上、國家の安寧、社會の秩序を保持することができるのである。合法の美名に隠れて道德を無視し、或は法文の末に拘泥して法の眞義に違ひ、或は免れて恥なきは、立憲國民として擯斥すべき態度である。

昭憲皇太后御歌

人しれず思ふころのよしあしも

照し分くらむ天地のかみ

〔生活反省〕 法と道德は矛盾するものであるかどうかを、事例を擧げて考へてみよ。

第四課 裁 判

一 權利と義務

人々が互に正義を重んじ、謙讓を旨とし、仁愛の精神をもつてゐるならば、この世は自ら平和な秩序正しい住みよいところになるであらう。これに反し、個人の利益のみを考へて他人の迷惑を顧みず、自己の權利のみを主張して譲ることを知らない人々が多ければ、忌はしい争ひが起り易い。そこで公共の安寧を保持し、國民の福利を増進するために國法を定め、これによつて正義を維持することになつてゐるのである。

なすべきことをなし、なすべからざることをなさない義務に對し、權利は生命の維持、財産の尊重、身體の自由、名譽の保持などの如き國民の利益を主張し得る國法上の力である。されば權利と義務とは物の表と裏の如きものであつて、一方に權利があれば他方には必ず義務が伴ふ。

われらは國法の精神のあるところを理解し、まづ自己の義務を果して、然る後に權利を主張すべきである。いやしくも國民たるものは、國家あつて國法あり、國法あつて然る後に權利・

義務のあることを心得、これを尊重し、權利の濫用を避け、義務の履行を怠ることのないやうに注意しなくてはならない。

明治天皇御製

小山田の畔のほそ道細けれど

ゆづりあひてぞしづは通へる

〔生活反省〕 權利を行使する場合の心得を述べよ。

二 裁判の神聖

國法は正義に基づき、正義を保護するために定められたものであるが、時としては、國法を犯して他人の權利を侵害し、公の秩序を紊し、善良の風俗を破壊する者がないとはいはれない。もしも、これら不正邪惡の徒を放置して何等制裁を加へることがなければ、いかに國法が完備してゐても、國民は安んじて日々の生活を営むことができない。故に國法の解釋・適用を統一し、國法を犯す者に制裁を加へ、國法が適切確實に行なはれるやうにする必要がある。

司法の事に當るものの重大な任務もこゝにある。昭和十四年十一月一日、司法部職員に賜は

つた勅語に、

「惟フニ司法ハ國家ノ安寧ト國民ノ福祉トヲ保持スル所以ニシテ其ノ運用ノ如何ハ實ニ政教ニ影響スル大ナルモノアリ今ヤ國運隆興シ政務更張ノ秋ニ當レリ事ニ司直ニ從フモノ惟レ正惟レ直私ヲ去リ公ニ奉ジ恪勤奮勵以テ法ノ威信ヲ昂揚セムコトヲ期セヨ」と仰せられてある。

昔は今日のやうに法が整つてをらず、又法はあつても必ずしも公明正大な裁判ばかりが行なはれるわけでもなかつたので、自分の権利が侵害された場合には、結局自己の實力でこれが救済に當るより外はなかつた。もしも訴へるに所なく、自己救済の實力もないならば、泣き寝入りをするばかりであつた。世の中が進み、國法が整ひ、司法の制度が確立し、公明正大な裁判が行なはれるやうになるに従つて、無實の罪に泣く無告の民は、天下にその影を没するに至つた。

わが國では憲法布かれて五十餘年、臣民の權利・義務は憲法に明記せられ、われらの生活を脅すものは國法に照らして嚴正な制裁が加へられる。帝國憲法第五十七條には、

「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」

とある。裁判所に菊花御紋章を掲げてあるのも、裁判が天皇の御名により行なはれる神聖なも

のであるからである。聖代に生をうけたわれら國民は、深く立憲治下の民たる惠澤と光榮に感謝の誠を捧ぐべきである。

司法權は天皇の御名に於いて裁判所の行なふものであつて、立法權・行政權とは獨立のものである。もしも司法權が行政權の下にあつたり、裁判官が行政官の思ふやうに動かされたりするやうなことがあれば、司法權は行政權の干渉をうけ、理非曲直を正し公平無私を生命とする裁判も、到底嚴正公平を期することができない。されば帝國憲法に於いては、裁判所は議會や政府はもちろん何人の干渉をもうけず、一切の權勢情實を排し、不羈獨立の精神を以つて公平な裁判を行なふことを期してゐる。

裁判官は法律による外はいかなる干渉をもうけることなく、自己の信ずるところに従つて裁判をするのであるから、その地位は憲法に於いて保障されてゐる。即ち帝國憲法第五十八條には、

「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」

とある。

なほ憲法に於いては、裁判の對審判決は、安寧秩序又は風俗を害する虞さへなければ、公開する旨を規定してゐるが、こゝにも裁判の公正を期し、司法權の獨立を明らかにする憲法の用意をうかゞふことができる。

明治二十四年五月、滋賀縣の巡查津田三藏は露國を憎むの餘り、當時わが國に來朝中の露國皇太子を大津に於いて要撃し、その佩劍を以つて頭部に創を負はせた。この報一たび傳はると舉國震駭し、殊に政府に於いては大いに事態の推移を憂へ、その善後策について苦心を重ねた。當時は帝國憲法が實施せられてからまだ一年も経つてゐない時のことである。憲法には司法權の獨立を保障してあり、又明文を以つて臣民の權利を保障して、

「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」(憲法第二十三條)と規定してある。然るに檢事總長は、當局の命令によつてわが皇室に對する罪を以つて三藏の犯罪を律せしめようとした。

當時の大審院長兒島惟謙は、正をふんで恐れず、千萬人といへどもわれ往かんといふ大勇の人であつたので、地位、名聲を惜しまず、身命を賭して行政官の威壓を防禦し、裁判官の多數もまた神聖な法文を曲解することなく、忠實にその職務を遂行し、常人に對する律を以つて三藏の罪を論じ、これを罰するに謀殺未遂として無期徒刑に處した。

かくて兒島惟謙翁の如き操守堅固の大丈夫がその職に在つたため、さいはひにして司法權獨立の危機を脱し、わが國憲法史上に輝かしい先例を遺し、又よく帝國の威信を海外に示し得たことはこの上もないしあはせてあつた。

昭和三年十月一日、司法部に賜はつた勅語には、

「司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國家ノ休戚之ニ繫ル」と仰せられてある。司法の事に當る者は、至公至平よくその任務を遂行し、至仁の大御心に副ひ奉らなければならぬ。かくてこそ國民も深い信頼を裁判に寄せ、心から法を守るやうになる。裁判の事に當る者の使命又大なりといふべきである。

明治天皇御製

ますらをの心に似たりいさゝかも

まがるふしなし窓のくれ竹

〔生活反省〕 裁判の神聖なわけを考へてみよ。

司法権を行なふ裁判所には通常裁判所と特別裁判所とがある。

通常裁判所は更に區裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院に分たれる。裁判を行なふ者、即ち裁判官を判事といふ。區裁判所に於いては一人の判事が單獨に裁判を行なふが、地方裁判所・控訴院に於いてはおの／＼三人、大審院に於いては五人の判事がそれ／＼合議して裁判を行なふ。

裁判はその審理を慎重にし、法の解釋を統一するため三審制度を採つてゐる。事件の軽いものは區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を第三審とし、その重いものは地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を第三審即ち終審とする。第一審に不服の者は控訴し、控訴審即ち第二審に不服の者は大審院に上告する。

しかして大東亞戦争下に處するため、新たに法律により、この三審制度に特例を設け、控訴審を省略して二審制度を採擇することになつた。これと同時に區裁判所の行なふ第一審の判決中のあるものに對しては、控訴院が上告の裁判を取り扱ふことになつてゐる。

裁判所の職員には裁判を掌る判事の他に、裁判所書記及び執達吏がある。裁判所書記は記録・文書・會計などの事務を處理し、執達吏は各區裁判所にあつて文書の送達及び裁判の執行を掌る。

特別裁判所は特別の民事・刑事の裁判を行なふ裁判所であつて、陸軍軍法會議・海軍軍法會議の如きはこれである。

各裁判所には検事局が附置せられ、検事がこれに屬してゐる。検事は判事と異なり裁判官ではなく、司法事務を掌る行政官であつて司法大臣の指揮監督をうけ、裁判所に對して獨立にその任務を遂行する。犯人を捜査し、犯罪の證據を蒐集し、公訴を提起し、裁判所に對し、法律の正當な適用を請求し、判決の適當に執行せられるかどうかを監督する。但し検事はいかなる方法を以つてするも判事の裁判事務に干渉し、又は裁判事務を取り扱ふことはできない。

〔生活反省〕 一 自分の住む地域を管轄する區裁判所・地方裁判所・控訴院の名稱及び所在地について調べてみよ。

二 判事と検事の異なる點を考へよ。

四 訴訟と調停

法律や裁判の發達しなかつた時代には、他からうけた傷害は自力で報復するより外はなかつたが、今日では國法の定めるところに従つて權利の保全、損害の補償をうけることになつてゐる。

る。裁判は権利の保全、損害の賠償を求める訴へに對して行なはれるものであつて、訴へに伴なつて生ずる手續のすべてを訴訟といふ。この際訴へを起す者を原告といひ、訴へられる者を被告といふ。

民事訴訟は金銭の貸借、損害の賠償など、私権の保護を求めるためになす訴訟である。原告が裁判所に訴へを提起すると、裁判所は原告・被告の雙方を呼び出し、原告の主張、被告の答辯を聴き、當事者各自の主張に基づいて證據調べを行なひ、判事の正しいと信ずるところに従つて判決を下す。第一審の判決に不服なときは所定の期間に控訴することができ、第二審の判決にも承服し難いときは上告することができ、しかし第三審の判決には不服を申し立てることができない。上訴期間が経過しても上訴しない時又は終審の判決のあつた時は、判決が確定する。判決が確定すれば、勝訴者は執達吏によつて判決の内容を實行することができ、訴訟に於いては原告・被告ともに、辯護士に委任して訴訟代理人たらしめることが多い。

民事訴訟は私権の保護を目的とするものであるから、必ずしも正義の人の忌むべきことではないが、道義を無視して権利を主張し、協調互讓の精神を缺いてみだりに事を構へるが如きは、大國民たるものの採るべき態度ではない。又訴訟には多くの費用と時日とを要するばかりでなく、敗訴者に永久の恥辱と解けぬ怨恨とを植ゑつける虞があるから、できることならば當事者

相互が互讓の精神を以つて、争ひを圓滿のうちに解決する方法を採るべきである。調停制度はかゝる目的のために設けられたものであつて、借地借家調停・小作調停・商事調停・金銭債務調停・人事調停・戦時特別調停の如きはこれである。

調停を欲する者は、當事者から裁判所に申し出る。裁判所は自ら調停の任に當るか、又は調停委員會を開いて調停の事に當らせる。調停委員會は調停主任と調停委員から成り立つてゐる。いづれも誠意を以つて相互の間に立ち、公平にその任を盡くして、以つて圓滿な解決を圖るべきことはいふまでもない。

刑事訴訟は安寧秩序を害した者に對して、刑罰を科する手續である。この場合検事が公益を代表し、原告となつて起訴する。検事は被害者の告訴、第三者の告發、又は現行犯・自首等によつて犯罪の事實を知れば、司法警察官を指揮して犯罪の捜査及び證據の蒐集をなし、公訴を提起する。

重大な事件については豫審判事がその事件の下調べをし、事件を公判に附すべきか否かを決定するが、然らざる場合には直ちに公判に附される。

公判に於いては検事が事件の要旨を述べ、裁判長が被告人の訊問・證據調べをなし、續いて検事から犯罪事實と法の適用について意見を述べ、これに對して被告人・辯護人が意見を開陳

し、最後に裁判官が判決を下す。判決に不服の検事或は被告人が上訴することのできるのは、民事裁判の場合と同じである。

昔は犯罪者に對する報復手段として刑罰を科したが、今日に於いては刑罰の目的を主として改過遷善に置いてゐる。刑の執行猶豫、假出獄などの制度が設けられてゐるのもこれがためである。

犯罪を未然に防ぐことは、罪を犯して後これを罰するよりも遙かにまさつてゐることはもちろんであるが、既に前科を犯したものに對しては、その罪を憎んで人を憎まない温情を以つてこれに保護を加へ、重ねて罪を犯す餘地のないやうに更生の道を講ずべきである。近時、司法保護事業法が制定せられ、司法保護の完璧を期するに至つたことは、國家將來のためによろこぶべきことである。

調停委員に選任せられ、或は證人として法廷に立つ者は、自己のつとめの重大さを自覺し、良心の命ずるところに従ひ、眞實公正を旨とし、誠實にその職責を果さなくてはならない。いやしくも感情に囚はれて良心をあざむき、誠意を缺いて事實の認定を誤るやうなことがあつてはならない。

かくして國民一般が司法の精神を理解し、進んで司法に協力することは、臣民翼贊の大なる

道であつて、國民の一人々々を赤子と思しめし給ふ至仁至慈の大御心にこたへ奉るゆゑんである。



〔生活反省〕

一 民事訴訟と刑事訴訟の異なる點を比較せよ。

二 調停制度の精神を考へてみよ。

第五課 學ぶ心

一 學ぶことの尊さ

明治天皇御製

いにしへの文の林をわけてこそ

あらたなるよの道もしらるれ

日本人としてこの世に生まれて來た以上、誰しも善良有爲の皇國臣民となることに心掛けな
い者はあるまい。このためには、まづ學問をすることが大切である。人は伸び行く天賦の力を
もつてゐるが、學ばずしてはその力を發揮することができない。職域を通じて皇運扶翼の道に
いそしまんとするわれらは、進んで學を修め業を習ひ、己を磨いて知徳の啓培につとめなけれ
ばならない。

明治天皇は五箇條の御誓文の中に、

「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」

と仰せられてある。又昭和十七年十月三十日、學制頒布七十年に際し下し賜はつた御沙汰には、

「我國今や曠古ノ難局ニ際會セリ時艱ヲ救濟シ皇基ヲ振起スルハ教學ニ須ツ所多シ其任ニ當ル
者宜シク銳意勵精國民精神ノ發揚ト學術技藝ノ振興トニ力ヲ致シ撥亂反正進ンテ世界ノ文化
ニ寄與セムコトヲ期スヘシ」

と宣はせられてある。いかなる仕事、いかなる學問に従事する人も常に思ひをこゝに致し、皇
基を振起するために修學習業、以つて聖旨に副ひ奉らんことを期すべきである。

昭憲皇太后御歌

おこたりて磨かざりせば光ある

玉も瓦にひとしからまし

金剛石は磨いて後はじめて美しい玉の光を發する。伸び行く青年時代こそは正に志を立て、
寸陰を惜しんでまことの光をあらはすべき時である。働きつゝ學ぶわれら青年は、今こそ奮起
し、學に勵むべきである。若き日の一日の學は老後十年の學にまさる。若き時、つとめて勉學
し、朽ちることのない活知を學び、活學を身につけなければならぬ。年老いて後、いかに若
い日に學問しなかつたことを悔いても、もはや取りかへしがつかない。

明治天皇御製

おこたらず學びおほせていにしへの

人にはぢざる人とならなむ

自ら求め、自らつとめ、自ら研究して大成せんとする者は、何事につけてもよい師よい指導者を見出し、これを尊び、眞剣に修行する。中でも師は己を磨き、己を勵まし、己を伸ばして下さる尊い方である。われら學びの道にある者は、師を敬ひ、眞面目に勉強し、皇國臣民として大成することが肝要である。

學ばうとする者にとつて一番大切なことは、もえるやうな向上心をもつことである。知りたい、探りたいと心掛けてゐる人には、見るもの聞くものすべてが研究の資料である。謙虚な心を以つて同僚に聞き、眞剣な態度を以つて先輩に問へば、實地に役立つ學問をすることができ、學を好み進んで求めようとする者にとつては、世間は生きた學校であり、自然は無言の教師である。殊に働きつゝ學ぶわれらにとつては、農場にせよ、工場にせよ、商店にせよ、職場はすべて活知を修得する教場であり、實地修行の道場である。

孔子は眞剣に道を求め、自らつとめてやまなかつたが、
「われかつて終日食はず、終夜寝ねずして以つて思へり。益なし、學ぶに如かざるなり。」
といつてゐる。いとまなく働くわれら青年にも、かやうな心掛けがあれば志す道に達せぬ道理はない。

人の力には限りがあるが、學ぶべきことには限りがない。殊に働きつゝ學ぶわれら青年にとつては、勉學の時間は黄金にもまして尊い。されば寸暇を惜しみ、精神を一事に集中し、思うては學び、學んでは思ひ、身を入れて勉強せよ。忙しい中にも時間を見出し、少しづつでも毎日學ぶことを忘れてはならない。塵も積れば山となる。少しづつでも毎日勉強すれば、一生の中には驚くほどの業績を残すことができる。本居宣長先生は、

をり／＼に遊ぶいとまはある人の

いとまなしとてふみ讀まぬかな

と詠じられてゐる。青年の自ら以つて戒めとすべき和歌である。

〔生活反省〕 學ぶ者の心構へはいかになくてはならないかを反省せよ。

二 讀 書

われらは勤勞青年である。黙々として職場を守り、日夜孜々として勤勞に従事し、仕事を通して産業の振興、國力の充實に貢献してゐる。農・工・商・水産のいづれに従事してゐる者も、自分の仕事に眞剣でなくてはならない。魂を打ちこみ、眞剣に、眞面目に努力してゐれば、今

まで難しいと考へてゐたことも樂になり、わかりさうもなかつたことも理解できるやうになる。働きつゝ學ぶ者は仕事の上に、工夫を重ね、學んだ知識を實地に活用し、これを納得して自分のものにする必要がある。知つたことを正しく實行するとともに、實行することによつて學ぶことの尊さがこゝにある。學校や教室でなければ學問はできないと考へてゐる人は、貝原益軒・中江藤樹・二宮尊徳などの諸先生のやうに、自學して大成した人々のことを思ひ出すがよい。

知を磨き徳を養ふには、教師・長上・父母・友人などの教導激勵を必要とするのはもちろんであるが、自己を磨き自己を高め、自己の教養を深めることは結局われら自身の問題である。寸暇を惜しんで、働きつゝ學ぶわれらは、働くことによつて學ぶとともに、讀書によつて自ら自己の教養を高めることにつとめなくてはならない。

古典をはじめ偉人傑士の著書は、尊い國家の寶である。われらは讀書によつて尊嚴善美、比類なき皇國の姿を明らかに自覺するとともに、古今の聖者、東西の賢人を友とし、天地萬物の道理に通ずることができ。されば心ある人々は、晴れては耕し雨降れば讀む生活をして、修養につとめて來たのである。吉田松陰先生は「士規七則」の中で、

「徳を成し、材を達するには師恩・友益による多し。故に君子は交友を慎む。」

と述べられ又、

「人、古今に通ぜず聖賢を師とせざれば則ち鄙夫のみ。讀書尙友は君子の事なり。」
といはれてゐる。

人はその交る友のいかんによつて、善くもなり悪くもなると同じやうに、讀む書物によつて左右されることが少くない。故に師長の推薦するもの、又は世間で十分その價值を認めてゐる書物を選び、正確な知識、堅い信念、高邁な識見、中正の思想を養ふことにつとめなければならぬ。

書物を読む上に大切なことは、身を入れて一心に讀むといふことである。字句の末にのみ走つて、事の眞義を見誤つてはならない。多讀・濫讀に陥つて頭腦を散漫にするよりも、讀みごたへのする良書を精讀して、血となし肉とすることが肝要である。

明治天皇御製

文字をのみよみならひつゝ讀む書の

心をえたる人ぞすくなき

貝原益軒先生は「和俗童子訓」の中で、

「凡そ書を読むには、いそがはしくはやく讀むべからず、ゆるやかにこれを讀みて、字々句々

分明なるべし。一字をも誤るべからず。必ず心到り、眼到り、口到るべし。この三到の中、心到を先とす。心こゝにあらざれば、見れども見えず。心到らずして、みだりに口に讀めどもおぼえず。又俄かに強ひてそらに讀みおぼえても、久しきをふれば忘る。たゞ心をとめて多く遍數を誦すれば、自然におぼえて久しく忘れず。遍數をかぞへて熟讀すべし。一書熟して後、又一書を讀むべし。」

と述べられてゐる。
われらは讀書百遍、活眼を開いて天地の眞理、皇國の大道を體得し、遠大な希望を抱いて大東亞の建設に邁進しなければならぬ。

古道につもる木の葉をかきわけて

天照らす神のあしあとをみん

二宮 尊徳

〔生活反省〕 自己の熟讀すべき書物を十種舉げてみよ。

明治天皇御製

三 わが國の教育

年々にひらけゆく世のをしへ草

身のほど／＼に摘ませてしかな

昔は、學問をすることのできるのは極く一部の人々に限られてゐたが、明治の御代となつてからは、國民ひとしく學に就くことができるやうになつた。これ一に、

「邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」

との精神に基づくものであつて、義務教育制度の基礎もこゝに開かれたのである。

わが國の教育は、教育に關する勅語によつてその根本が明示せられてある。しかして聖旨の貫徹を圖るための教育上の施設や機關は、その目的や程度のいかんによつて、多くの種類に分たれてゐる。わが國運が今日の如く長足の進歩を遂げたのは、御稜威のもと、教育の充實に力を注いだ結果である。

近時、時代の進運に伴ひ、家庭教育の重要性が深く認識せられるとともに、一般國民の教養を高め、皇國臣民たる自覺を與へるための社會的國民教育の施設も漸次充實して來た。青年學校の制度が設けられてから、男女青年が實務に従事しながら心身を鍛へ、徳性を磨き、職業及び實際生活に須要な知識・技能を修得し、皇國臣民としての資質を向上せしめることができ、るやうになつたのは、勤勞青年にとつてこの上もない有難いことである。青少年教育の振興發

展こそは、實にわが國力の充實・國運の進展の根基である。

われらは謹んで教育に關する勅語の聖旨を奉體し、心身を鍊成し、國民精神を作興し、誓つて皇國の柱たらんことに心掛けなくてはならない。これ、働きつゝ學ぶわれら青年が、常に教育に注がせ給ふ大御心にこたへ奉るゆゑんの道である。

明治天皇御製

むらぎもの心をたねのをしへ草

おひしげらせよ大和しまねに

〔生活反省〕 青年學校教育の眼目は何か。

第六課 職 業

一 人生と職業

皇國に生まれ、皇國によつてのみ生きて行くことのできるわれらは、勤勞に身命を捧げ、職分を通して公に奉じ、皇國の向上發展に寄與する。一身一家の業務も、國運の興隆、大東亞戰爭の完遂、東亞新秩序建設に繋がる臣道實踐の最も具體的な姿である。されば皇國の臣民たる者は男女の別を問はず、各自の職分に勵むことを以つて皇運扶翼の道と心得、確乎たる自覺と信念とを以つて、忠實眞劍に職業に關する修練を積まなくてはならない。

職業は勤勞によつて國民たる分を果すことである。自己の分を自覺し、仕事に己を打ちこんで働く人にして、はじめて職業を生かすことができる。仕事を愛し、陰日向なく働いてみれば、職業にも熟達精通し、人の信用も高まり、自己の地位も期せずして向上する。忠實勤勉、創意工夫、献身奉仕などの諸徳も、業に徹する精神に生きる人々によつて如實に示される。

人は職業に従事することによつて、立派な皇國民となることができる。一身一家の生活の安定、子女の養育、餘剰の貯蓄をなすことができ、人格を磨き、國民としての責務を果し、皇國

の繁榮に貢獻することができ、職業の賜ものである。學んだ知徳を實地に生かし、われらの抱く理想や抱負を實現することのできるのも、職場を守つて事功を積み、勤勞の尊さを體得して、はじめて可能となる。いはゆる練れた人といふのは、職業を通して知行合一につとめ、知徳を磨き、實力を養ひ、自づと圓滿に陶冶された人のことを指す。すべて達人といはれる人は、藝によつて自己を磨き、業によつて道を悟つた人であつて、かゝる人こそ、よく日々のつとめを通して、皇國無窮の發展に大いなる貢獻をなしてゐるものである。

〔生活反省〕 職業の國家的意義を考へてみよう。

二 職業報國の精神

職業は國民としての分を果し、皇國の發展に役立つて、はじめて價值があるのであつて、職業の種類や収入の多少によつて貴賤の別が生ずるのではない。職業に従事する者に職業報國の精神が缺けてゐるやうでは、たとへ多額の収入を得、地位が上であつても、職業人として尊ぶに足りない。さればわれらは皮相の見解によつて、職業の價値を判斷することなく、誤れる職業觀はこれを打破すべきである。

人として尊敬されるのは職業のいかんによるのではなく、自己の従事する職業に、忠實勤勉であり、正しくその職責を全うしてゐるか否かによる。職業の本義を自覺し、職場を自己修練の道場と考へつゝ、各自の仕事に精勵してゐる人は、自ら他人の尊敬を得るに至る。

凡そ國民生活の單純な時代には、國家的要請に基づく職域奉公の組織は極めて簡單であつたが、文化が進み、生活が複雑となるにつれて職業も多種多様となり、國民の分擔すべき生活分野も多岐多端となつて來た。かくて國民一人々々が、それと多種多様の業務を分掌し、長短相補ひ、有無相通じ、有機的に全體として綜合統一ある生活を營み、以つて國運の發展に寄與するところに現代國民生活の一大特色がある。

大東亞共榮圈を確立して世界新秩序を建設する新時代に當つては、皇國の大使命遂行上轉業するのやむなきに至る場合もある。かゝる場合には、父母ともよく相談し、又先生や先輩などの指導をうけた上、心機一轉、適當な職を新たに選んで勇んで轉業し、不撓不屈の精神を以つて能率の増進、國策の遂行に邁進すべきである。

時局の發展に伴ひ國防目的達成のため、國家總動員法の定めるところに従ひ、一般國民の徵用をはじめとして、船員・醫療關係者などが徵用せられてゐる。これらはいづれも大東亞戰爭の大目的を完遂するために定められたところであるから、所定の申告を怠らないことはもち

ろん、徴用の命をうけた者は、戦線に立つ勇士と同じ心構へを以つて、各自の分に報國の赤誠を示すべきである。

われらは従事する職業の何たるかを問はず、これにいそしみ、工夫創造、進歩改善につとめ、職業を通じて皇恩に報ずるところがなくてはならない。國民が職業報國の信念にもえ、日に新たなる生活にいそむるとき國民生活の充實、國運の興隆は期して待つべきものがある。殊に聖戦下の今日、われら勤勞青年の職分に對する心構へとその職業活動とは、直ちに戦勝の確否に影響する重大事であることに思ひを致し、孜々としてその職につとめ、營々としてその業に従ひ、以つて上御一人の大御心を安んじ奉るべきことを誓ふものである。

明治天皇御製

なりはひはよしかはるとも國民の

同じこゝろに世を守らなむ

〔生活反省〕 大東亞戦争下に於ける職業人の心構へを述べよ。

第七課 日々の生

一 日々の建設

われらは生を皇國にうけ、働きつゝ學ぶ。寸陰惜しむべし、歲月尊ぶべし。一日も無駄に過してはならない。われらは明日があると思へばこそ油斷もするが、今日限りの命であると思へば、悔いることのない充實した今日の生活をせずにはゐられない。山鹿素行先生の門人、大道寺友山はその著「武道初心集」に於いて、

「死をさへ常に心にあて候へば忠孝の二つの道にも相叶ひ、萬の悪事災難をも遁れ、その身無病息災にして壽命長久に、あまつさへその人柄までよろしく罷り成り、その徳多き事に候。」と述べてゐるが、今日あつて明日を知らぬ身命と心得て、自己の最善を盡くし、忠孝に勵めば、偉大なる一生を送ることができる。働くにしても學ぶにしても、眞に求める人にとつては、思ひ立つた日こそ吉日である。何ぞ明日を待つ必要があらうか。

日々の努力、不斷の精進は目に見えない微少のものであつても、小は積んで大をなし、輕きものも集めれば重きをなす。駿馬の脚は速いといつても、一二時間走つて止るならば、遅々たる牛の歩みの一日分にも及ぶまい。今日やまず、明日やまず、今年、來年とつとめてやまなけ

れば、終には名を後世に留めるやうな偉業を完成することもできる。されば今日なし得ることに全力を盡くさう。然らば明日は今日より、來年は今年より、更に一段と進歩するであらう。葉隠の中に、

「端的只今の一念より外はこれなく候。一念々々と重ねて一生なり。こゝに覺えつき候へば、外に忙しき事もなく、求むることもし。こゝの一念を守つて暮すまでなり。皆、人こゝを取り失ひ、別にあるやうにばかり存じて探促いたし、こゝを見つかけ候人なきものなり。守り詰めて抜けぬやうになることは、功を積まねばなるまじく候。されども、一度たづりつき候へば、常住になくても、最早別の物にてはなし。この一念に極り候事を、よくよく合點候へば、事少くなる事なり。この一念に忠節備はり候なり。」とある。

日々修養を積んで向上し、不斷に努力して發展する青年には未來がある。今日のわれは昨日のわれではなく、明日のわれは今日のわれではない。日に／＼、新たに向上進歩しようとする者は、昨日のわれを脱して勇ましく前進しなければならぬ。日々死して日々新たに生まれる青年の上にこそ、創造建設の榮譽が輝く。畏くも昭和元年十二月二十八日、踐祚後朝見の儀に於いて賜はつた勅語には、

「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ」

と仰せられてある。われらが日に新たに充實した生活を送り、意義ある日々を建設してこそ新しき東亞、世界の日本が人類生活向上のために力強い光を投ずることとなる。

〔生活反省〕

意義ある人生を送るためには、どういふ態度が必要であるか。

二 自覺ある生活

憂きことのなほこの上につもれかし

かぎりある身の力ためさん

(熊澤蕃山の作と傳ふ)

日々の新たなる建設は、鞏固な意志と不斷の努力とに俟つ。暴風吹きすさぶ苦難の日にも、怒濤荒れ狂ふ逆境の折にも、意氣沮喪して自暴自棄に陥ることなく、光明の彼岸に到達し得るのは、一に鐵の如き意志の力と、斃れて後もなほやまざる努力とによる。大言壯語を快とし、天下の大業のみを夢みて日々の勤勞、刻々の努力を忘れ、安逸をむさぼり修練を怠るやうでは、習ひ性となつて何のなすこともなく、一生を終るであらう。われらは相戒めて怠惰に流れることなく、孜孜として實踐躬行につとめ、一舉一動の中に、忠君愛國の赤誠をこめ、皇國のため

に十分お役に立つ青年となることに心掛けなければならぬ。

しかし努力や実践には反省が伴ふ必要がある。日々の生活を反省して是非善悪を顧みると、自己の性能の長短もわかり、皇國臣民としての性格の錬磨もできる。曾子は賢人であつたが、それでも、

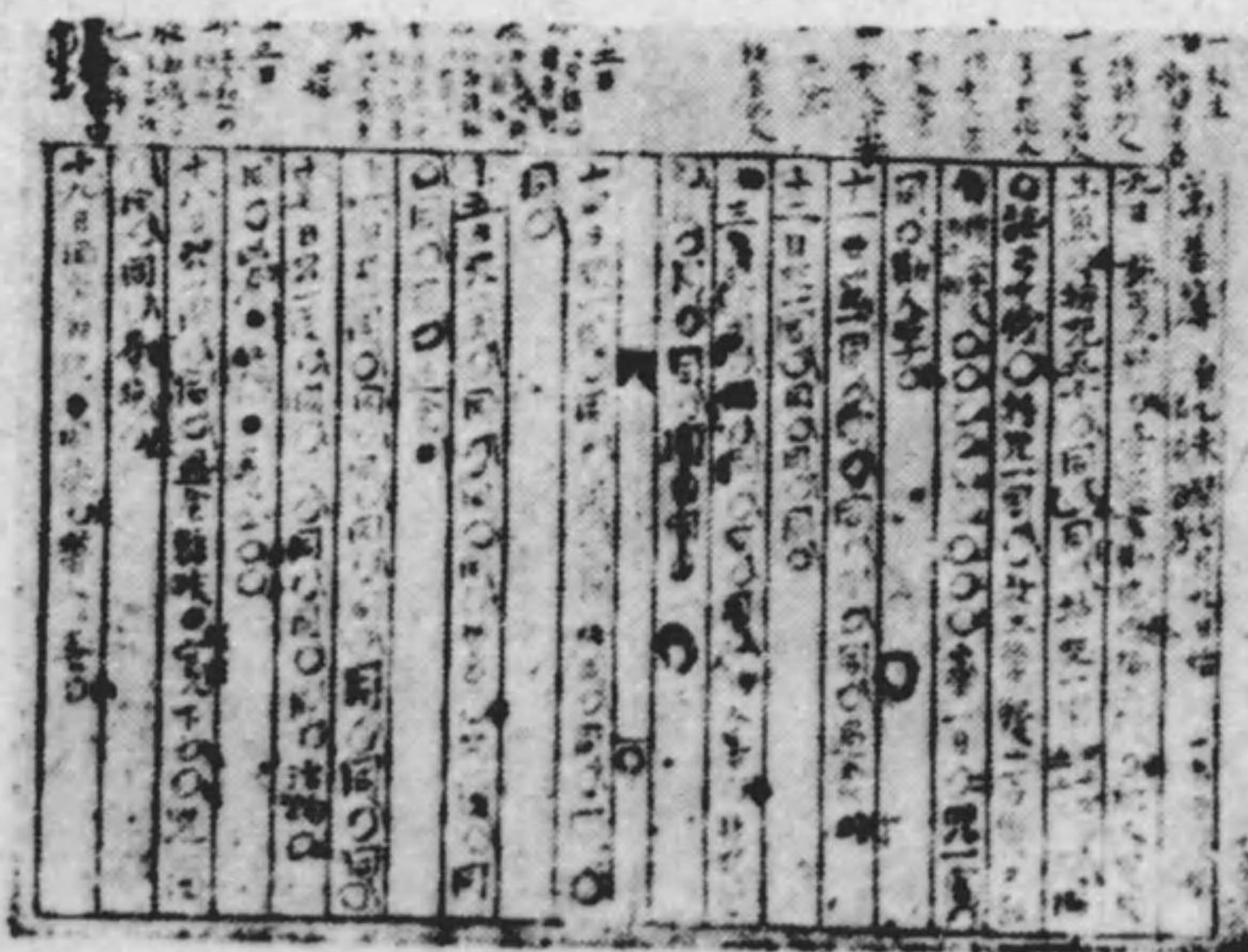
「われ日に三たびわが身を省みる。」

といつて、常に自己の生活を反省することにつとめた。廣瀬淡窓先生は五十四歳の時「萬善簿」を作り、日々の行爲を反省して善惡の功過を記しはじめられた。そ

萬善簿

して十二年七箇月の後、善行一萬四百三十三を積み、年來の望みてあつた一萬善の實行を果すことができた。時に年六十七であつた。しかし淡窓先生はこれに満足することなく、七十五歳で歿するまで孜孜として修養につとめ、反省を怠ることがなかつた。われらは、有徳の人が一朝一夕にできるものでないことの事例をこゝに見る。

われらは何氣なく生活してゐることが多いが、少しく反省を加へると、衣食住の各方面に、力と物と時とを無駄にしてゐることが少くないことに氣がつく。自分でできるのに、人の手助けを求めた



り、婚禮・葬儀に冗費をかけたたり、集合の定刻を守らずに時間を空費させたりすることはないであらうか。風俗・習慣の中にも改むべき弊風、打破すべき陋習はないであらうか。日常の生活も、科學的に合理的に見直すならば、改善すべき部面が少くない。傳統は重んじなくてはならないが、改むべきものはこれを改めることにやぶさかであつてはならない。明治天皇は五箇條の御誓文の中に、

「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と仰せられてある。

生活を合理化する上に大切なことは、自己を知り、自己の分を守り、自己の分に安んじ、自覺ある生活をなすことである。山に登るには、一步步踏みしめて行く。人の一生もこれと同じである。その時その時の自己の分を知り、一步步、倦まず、焦らず、油斷せず、充實した今日の生活を送らなくてはならない。

二宮尊徳先生は勤勉を勧め、推讓を教へ、分度を説いてゐられる。即ち「二宮翁夜話」の中で、
「人皆貨財は富者の處に集まると思へども然らず、節儉なる處と勉強する處に集まるなり。百圓の身代の者、百圓にて暮す時は、富の來ることなく、貧の來ることなし。百圓の身代を八十圓にて暮し、七十圓にて暮す時は富これに歸し、財こゝに集まる。百圓の身代を百二十圓

にて暮し、百三十圓にて暮す時は、貧これに來たり、財こゝを去る。たゞ分外に進むと、分内に退くとの違ひのみ。

と述べてゐられる。農家も商家も、雇ふ者も雇はれる者も、自己の分を知り、豫算を立てて生活すれば、生活に餘裕を生じ、公のために進んで應分の獻納をなすこともできる。一家の生活にも、一村の生活にも、一國の生活にも、守るべきはこの分度の精神である。

われらは分を守つて道義の生活をなし、度を立てて經濟の生活を營み、至誠を以つて徳に報い、中庸を以つて事を處し、榮えある皇國臣民として恥ぢることなき御奉公にいそしまなくてはならない。

去年の實は今年の種となりけり

今年のみり來ん年の種

二宮尊徳

〔生活反省〕 生活反省の重要な意義を考へてみよ。

附 録

一 和 歌

千萬の軍なりとも言擧げせず取りて來ぬべき男とぞ思ふ (高橋蟲麻呂)

ものゝふの上矢の鏑一すぢに思ふ心は神ぞ知るらむ (菊池武時)

くはし矛ちたるの御稜威すゑ遂に仰がざらめや國の八十國 (三條實美)

むかしより異國人もぬかづきて仰げる國はこの御國のみ (野村望東尼)

ふきおろせ不二の高嶺の大御風よもの海路のちりを攘はむ (清川八郎)

神風に息吹きやははれしづきつゝ後悔いむかもおぞの亞米利加 (鹿持雅澄)

大君の御楯となりて捨つる身と思へば輕きわが命かな (津田愛之助)

惜しみてもなほ惜しまるゝいのちさへ惜しまぬ今日となりけるかな (河野鐵兜)

かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂 (吉田松陰)

見よや人嵐の庭のもみぢ葉はいづれ一葉も散らずやはある (平野國臣)

曇りなき月を見るにも思ふかな明日はかばねの上に照るやと

(吉村寅太郎)

四方に名をあげつゝ歸れかへらずばおくれざりしと母に知らせよ

(同母)

武夫の譽なりけり大君の御楯となりて朽ち果つるとも

(西住小次郎)

吳竹のうきふしなにぞ千早振る神にちかひて眞直なる身に

(藤田東湖)

世の中の人は何ともいはいへわがなすことはわれのみぞ知る

(坂本龍馬)

討たれたるわれをあはれと見む人は君を崇めて夷拂へよ

(吉田松陰)

ひとすちに思ひこめたる眞心は神もたのまず人もたのまず

(松田重助)

曇りなき心の月も薩摩瀉沖の波間にやがて入りぬる

(月照)

西の海東の空とかはれどもこゝろは同じ君が代のため

(信海)

麻繩にかゝる身よりも子を思ふ親の心をとくよしもがな

(渡邊華山)

捕はれてゆく身にさへも鶉鳥のかゝるめぐみをいかで報いむ

(吉田松陰)

かゝる子を育てしものと今さらに悔ゆる母の心をぞ思ふ

(眞木保臣)

浅ましや身は松にしもあら繩のいくへもかゝる蔦かづらかも

(平野國臣)

見渡せば下つ此の世のくまもなし古りぬる書や高嶺なるらむ

(賀茂眞淵)

ふみ讀めば大和もろこし昔今よろづのことを知るぞ嬉しき

(本居宣長)

ふみ讀めば昔の人はなかりけりみな今もあるわが友にして

(同)

ひむがしの大樹のものと神がたり四方の本草も言やめて聞け

(平田篤胤)

思ふこと一つも神に務めをへず今日やまかるかあたら此の世を

(同)

ますくなる大和心に學びてぞ神のまことの道は知るべき

(本居大平)

ふみわけよ大和にはあらぬ唐鳥の跡をみるのみ人の道かは

(荷田春滿)

二 漢 詩

神聖創基皇道興

樞原御宇蹟堪徵

山川肅肅環宮城

松柏青青護帝陵

(國分高胤)

要向五洲爭雌雄

黃泉須是起豐公

醉吟懷古桃山下

北都南都一望中

(周布政之助)

絕海連檣十萬兵

雄心落落壓胡城

三更夢覺幽窓下

唯有秋聲似雨聲

(藤田東湖)

回首蒼茫浪速城

蓬窓又聽杜鵑聲

丹心一片人知否

不夢家鄉夢帝京

(吉田松陰)

路到長崎意氣豪

青山絕處是鯨濤

慨然放眼撫孤劍

壓海蠻船百尺高

(久坂玄瑞)

臨險臨危豈恃衆

單身孤馬亂丸中

沙邊枕甲腥風夕

幽夢悠悠到海東

(高杉晋作)

轟雷飛電凌虛翔

戰艦森森我武揚

百萬妖鯨一掃盡

皇風吹入太平洋

(德富猪一郎)

心境高明清似神

悠然向死拋青春

大功讚嘆絕言語

真是純忠第一人

(東郷吉太郎)

瓦全徒擬古精忠

自愧經綸未奏功

山海殊恩何日報

空迎九十一春風

(澁澤榮一)

王事寧將成敗論

唯知順逆是忠臣

斯公一死兒孫在

護得南朝五十春

(大槻磐溪)

海甸陰風草木腥

史編特筆姓名馨

一腔熱血存餘瀝

分與兒曹灑賊庭

(賴山陽)

赤誠熱血存餘瀝

松下遺風傳不言

(杉浦重剛)

心事明明還白白

神州正氣賴君尊

嗟予十歲喪先親

成立一仰慈母訓

(蓮田市五郎)

大義不成忠孝廢

一生心事向誰陳

二十六年夢裡過

顧思平昔感滋多

(橋本左内)

天祥大節嘗心折

土室猶吟正氣歌

才子恃才愚守愚

少年才子不如愚

(木戸孝允)

請看他日業成後

才子不才愚不愚

才子元來多過事

議論畢竟世無功

(西郷隆盛)

誰知默默不言裡

山是青青花是紅

五十餘年夢一場

如今弟子鬢如霜

(石黒忠恵)

秋風灑淚恩師墓

一掬清泉一炷香

花仍清香愛

人以仁義榮

(武市瑞山)

幽囚何可恥

只有赤心明

三名言・名句

○五十鈴川、清き流れの深みどり、影も百枝の松風の、をさまる木々の色までも、神の恵みの御影ぞと、所からなる心地して、ながめ妙なる氣色かな。(謡曲—御裳濯)

○宇内萬國、國體おのゝ異なりと雖も、主宰有らざるの民なし。凡そ人臣たる者、その君を敬し、その國を愛し、その職を勤め、その分を盡くし、以つてその恩義に報ずるを以つて常道とす。況んや萬世一系の君を戴き、千古不易の臣民たる者に於いてをや。

(幼學綱要)

○それ天長く地久しくして、神代の風のどかに傳はり、すめらぎの畏き御代の道廣く、國を惠み民を撫てて、四方に治まる八洲の波、靜かに照らす日の本の、影豊かなる時とかや。

(謠曲一難波)

○旅は道づれ世はなさけ。

(俚諺)

○三人寄れば文珠の智慧。

(同)

○益者三友、損者三友。直を友とし、諒を友とし、多聞を友とするは益なり。便辟を友とし、善柔を友とし、便佞を友とするは損なり。

(論語)

○蓬、麻中に生ずれば扶けずして直し。

(荀子)

○君子の交りは淡として水の如し。

(莊子)

○およそいとほしければとて謬りて賞をも過ごさず、にくければとて猥りがはしく刑をもくはへずして、あまねく均しきめぐみを施すべしとなり。又人に一度のとがあればとて重き罪を行なふ事、よく思慮あるべし。

(十訓抄)

○公事沙汰、又は言ひ募ることなどに、早く負けて見事な負けがあるものなり。相撲の様なるものなり。勝ちたがりて、きたな勝すれば、負けたるに劣るなり。多分きたな負けになるものなり。

(葉隠)

○萬の事皆法あり。法に従へば、その道立ちて、その事成る。法を守らずして、たゞわが心にまかせて行なへば、必ずその事やぶる。

(貝原益軒)

○その身を正しうすること能はざれば、人を正すをいかにせん。

(論語)

○天知り、地知り、われ知り、子知る。何ぞ知るものなしといはん。

(楊震)

○名正しからざれば則ち言順はず。言順はざれば則ち事成らず。事成らざれば則ち禮樂興らず。禮樂興らざれば則ち刑罰中らず。刑罰中らざれば則ち民手足を措くところなし。

(論語)

○天網恢々疎にしてもらさず。

(老子)

○法は義に生じ、義は衆適に生ず。

(淮南子)

○罪の疑はしきは惟れ軽くせよ。功の疑はしきは惟れ重くせよ。

(書經)

○法令は惡を誅するゆゑんにして、善を勸むるゆゑんに非ず。

(新語)

○禁、身に勝てば、則ち令、民に行なはる。

(管子)

○禁多き者はその止むる寡く、令多き者はその行なはるゝ寡し。

(同)

○刑、罪に當れば則ち威あり、罪に當らざれば則ち侮らる。

(荀子)

○公法廢すれば私曲行なはれ、倉廩虚しければ圉圍實つ。

(管子)

○事、碎なれば治め難く、法、煩なれば行なはれ難し。

(淮南子)

○これを道くに政を以つてし、これを齊ふるに刑を以つてすれば、民免れて恥なし。

(論語)

○刑は刑なきを期す。

(書經)

○玉磨かざれば光なく、人學ばざれば智なし。

(實語教)

○人皆天賦の徳性あり。然れども學ばずして能く道を知る者なし。必ず當に先覺に就いて

學習し、道を明らめ、行ひを修め、以つてその徳を成すべし。

(幼學綱要)

○疑ひを人に問ふは智を求むるの道なり。自ら心に道理を思ふは智を開く本なり。問ふは

智を人に求むるなり。思ふは智をわれに求むるなり。人は問はざれば知ること狭くして

心に迷ひ解けず、自ら思はざれば見聞くこと廣しと雖も、道理を深くわが心に自得せず。

此の故に、問ふと思ふとの二つは理を究め智を明らかにする道にして學の要なり。

(貝原益軒)

○問ふは一時の恥、問はぬは末代の恥。

(俚諺)

○世に教訓する人は多し、教訓を悦ぶ人はすくなし。まして教訓に従ふ人は稀なり。年三

十も越したる者は、教訓する人もなし。教訓の道ふさがりて、わがまゝなる故、一生非

を重ね、愚を増して、すたるなり。道を知れる人には、何卒馴れ近づきて教訓を受くべ

き事なり。

(葉隱)

○少し知りたる事、知りだてをするなり。初心なる事なり。よく知りたる事は、その振り

(葉隱)

見えず。奥ゆかしきものなり。

(葉 隠)

○正眞の學問をして成就すれば、心あきらかに身おさまりて、人間のねがふ程の事に、かなはぬ事はなく候。

(中 江 藤 樹)

○學を好むは知に近し。

(中 庸)

○これを知るをこれを知るとなし、知らざるを知らずとなせ、これ知れるなり。

(論 語)

○これを知りて知らずとするは上なり。知らずしてこれを知れりとするは病なり。

(老 子)

○嘉肴ありと雖も、食はざればその旨きを知らず。至道ありと雖も、學ばざればその善を知らず。

(禮 記)

○學とはならふと申す事にて、すべてよき人すぐれたる人の善き行、善き事等を述付して習ひ參るをいふ。故に忠義孝行の事を見ては、直ちにその人の忠義孝行の所爲を慕ひ倣ひ、われもきつとその人の忠義孝行に負けず、劣らず、勉め行き候こと、學の第一義なり。

(橋 本 左 内)

○一日の師をも疎かにせざれ。況んや數年の師をや。師は三世の契り、祖は一世の昵せつみ。弟子七尺去つて師の影を踏むべからず。

(童 子 教)

○晝夜學文を好んで、文操國家に滿つ。

(同)

○人生まれながらにしてこれを知るものにあらず。師に隨つて業を稟くるのみ。

(山 鹿 素 行)

○師を立つるに嚴を以つてし、師を重んじてこれに事ふるは身を修むるゆゑなり。師道重からざれば、則ち學ぶ所固からず。

(同)

○學は必ず標準有り。その志す所正しからざれば、乃ち書を読み知、日に昏く、道を覓もとめて理、日に惑ふ。

(同)

○書は古今の事蹟を載するの器なり。讀書は餘力の爲す所なり。急務を措いて、書を読み詩を立つるは、學を以つて讀書に在りと爲すなり。學の日用と扞格するは、是れ唯書を讀んでその道をきはめざればなり。

(同)

○學問は活用を尊ぶ。萬卷の書を読むといへども、活用せざれば用はなさぬものなり。

(二宮尊徳)

○書冊は輕忽にすべからず。當に眞神師哺の思ひをなすべし。

(平田篤胤)

○人事はすべて學問にして社會は大學校なり。

(福澤諭吉)

○世人、直ちに大宮に事ふるのみを奉公といへども、この照らす日月の下に、天皇につかへぬ人やはある。武士の宮司をひきゐます、かけまくも畏き御あたりをはじめ、下がしにも至るまで、只高き卑き差等こそあれ、咸く君に仕ふる身にしあれば、物を書くも君のため、疾をなほすも君のため、田を佃るも君のため、商ひするも、もとより君の御ためなれど、卑賤身は遙かに下に遠離れ、ば、只近く世人のために働くほどの、天皇への事はなきなり。

(橋守部)

○若竹と呼ぶるゝ内も少しかな

(一茶)

○若い時の苦勞は買つてもせよ。

(俚諺)

○職に就きたりとして、地位の高下、収入の多少をいふべからず。實務の熟練は自ら満足を

與ふべし。

(福澤諭吉)

○職業に貴賤の差別なし。たゞ自己の勤勞によりて生涯の獨立をなすを尊しとす。

(同)

○人に使はるゝものは自分の仕事をなすが如く忠實に働け。成功すること請合ひなり。

(同)

○初めあらざるなし。克く終りあるはすくなし。

(詩經)

○黽勉事に従つて敢へて勞を告げず。

(同)

○これ日に孜々として敢へて逸豫することなし。

(書經)

○一たび食する毎に稼穡の艱難を念ひ、一たび衣る毎に則ち紡績の辛苦を思ふ。

(貞觀政要)

○知る事はやすく、行なふことはかたし。然れども委しく知らざれば行なふべからず。たとへば農業のごとき、時をたがへず蒔き、草かり、つちかへば、よくみのることは誰も知れど、唯その事を知りてせざれば益なし。又その知るにも、時を考へ、つちのかひや

う、鋤きやう、鍬のつかひやう、夫々についてその仔細ある事、つとめざれば知りがたし。

(三浦梅園)

○人、聖人に非ず、誰か過なからん。過つて能く改む。善これより大なるはなし。

(貝原益軒)

○かへり花かへらぬものは月日かな

(虚白)

○蒔かぬ種は生えぬ。

(俚諺)

○苟まことに日に新たに、日々に新たに、また日に新たなり。

(大學)

○徳の修まらざる、學の講ぜられざる、義を聞きて徒つとる能はざる、不善改むる能はざる、これわが憂ひなり。

(論語)

四壁 書 (徳川光圀)

一 苦は樂のたね、樂は苦のたねと知るべし。

一 主人と親とは無理なるものと思へ。下人は足らぬものと知るべし。

一 子ほど親を思へ。

一 おきてにおぢよ。火におぢよ。分別なきものにおぢよ。恩を忘るゝ事なかれ。

一 欲と色と酒とをかたきと知るべし。

一 朝寢すべからず。咄はなしの長座すべからず。

一 小なる事は分別せよ。大きな事は驚くべからず。

一 九分は足らず、十分はこぼるゝと知るべし。

一 分別は堪忍にありと知るべし。

昭和二十年一月十八日印刷
昭和二十年一月二十二日發行

(非賣品)

著作權所有

著作兼
發行者

文 部 省

東京都牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 佐久間長吉郎

東京都牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 大日本印刷株式會社

272, 5
107

1

2

